

令和2年第3回中津川市議会（定例会）

提出予定議案（その2）

令和2年第3回中津川市議会（定例会）に、条例2件、その他1件、合計3件の議案（その2）を提出します。

（条 例）

1、中津川市介護保険条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免をするため、改正する。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して市が行う保険料の減免に対し、国の財政支援が受けられることとなった。
- ②減免対象とする第1号保険料
令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの
- ③対象とする被保険者
 - i 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
 - ii 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者であつて、次のいずれにも該当するもの
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
- ④施行期日 公布の日（令和2年2月1日から適用する。）

2、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免等をするため、改正する。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して市が行う保険料の減免に対し、国の財政支援が受けられることとなった。
- ②令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料を減免する。
- ③徴収猶予の適用期間を「3か月以内」から「6か月以内」に延長する。
- ④施行期日 公布の日（令和2年2月1日から適用する。）

(その他)

1、財産の取得について

中消防署の救助工作車1台を更新する。

- | | |
|---------|---|
| ①契約の方法 | 指名競争入札 |
| ②契約金額 | 113,630,000円 |
| ③契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社 ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原 豊
電話：0573-66-1111 (内線442)